

●発行所/〒306-0291 茨城県古河市下大野2248  
古河市役所 ☎0280-92-3111  
●編集/秘書広報課  
●古河市のホームページ  
<http://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/>

市役所  
から

市内施設の臨時休館

■篆刻美術館・古河街角美術館

期日 9月25日(月)・26日(火)

問 古河街角美術館

☎22-5911

■中田公民館

期日 10月12日(木)～14日(土)

問 中田公民館☎48-1852

■中央運動公園温水プール

期日 10月14日(土)・15日(日)

問 中央運動公園温水プール

☎92-9000

循環バス「ぐるりん号」  
無料の日

「ぐるりん号」を多くの人に  
知ってもらおうPR活動として、  
無料運行を実施します。運賃が  
無料となりますので、この機会  
にぜひご利用ください。

期日 10月14日(土)・15日(日)、

11月4日(土)・5日(日)

対象 全コース、全便

問 ☎総務課



▲古河地区と総和地区西部を運行  
するコミュニティバスです

国民年金には  
障害への保障があります

障害基礎年金は、国民年金加入中に初診日のある病気やけがで、国民年金法で定められた1級・2級の障害の状態(障害者手帳の等級とは異なります)にある間に支給される年金です。状態が改善されたときには支給停止となります。

要件 次の①～③全てを満たす人

①身体・精神障害により、日常生活に著しい制限を受けている状態であること

②初診日の前々月までの被保険者期間のうち、保険料を納めた期間(免除などを受けた期間も含む)が3分の2以上であること。または初診日の前々月までの1年間に未納がないこと

※初診日が20歳未満の場合は、保険料納付要件不要。

③障害の原因となった病気やケガの初診日(最初に病院に行った日)が、次のいずれかの期間にあること

- ・国民年金加入期間
- ・20歳前の年金未加入期間
- ・60歳以上65歳未満の年金未加入期間(国内に住んでいる人のみ・老齢基礎年金を繰り上げ受給している人を除く)

※厚生年金加入中に初診日のある病気・けがで障害になったときは「障害厚生年金」が支給されますが、その場合の請求先は下館年金事務所となります。

■裁定請求の手続き

障害基礎年金を受けるためには、裁定請求の手続きが必要で  
す。詳細は、問い合わせください。

問 ☎国保年金課

下館年金事務所

☎0296-25-0829

マイナンバー(個人番号)カード・通知カード  
交付のため臨時開庁をします

開庁時間中にマイナンバーカード・通知カードの受け取りが困難な人のために、休日開庁を行います。交付通知書に記載された書類を持参のうえ、指定された交付場所へお越しください。指定された場所以外での交付を希望する場合は、事前に連絡ください。

問 ☎市民総合窓口課、☎市民総合窓口室

交付場所	開庁日	受付時間
古河庁舎市民総合窓口室	10月1日(日)	午前9時～正午 午後1時～4時
三和庁舎市民総合窓口室	10月28日(土)	
総和庁舎市民総合窓口課	11月26日(日)	